

○香南香美老人ホーム組合公印規則

〔 昭和 63 年 3 月 1 日 〕
規 則 第 1 号

改正 平成 17 年 3 月 30 日 規則第 2 号
平成 18 年 2 月 24 日 規則第 2 号
平成 22 年 3 月 29 日 規則第 8 号
平成 22 年 10 月 6 日 規則第 19 号
平成 26 年 10 月 1 日 規則第 1 号
平成 28 年 10 月 5 日 規則第 7 号
平成 29 年 3 月 29 日 規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 香南香美老人ホーム組合の公印については、別に定める場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印の種類等)

第 2 条 公印の種類並びにそのひな形、寸法、書体、公印管理者（以下「管理者」という。）及び用途は、別表に定めるとおりとする。

(保管の方法)

第 3 条 管理者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。

2 公印は、特に管理者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第 4 条 施設長は、公印を新調し、改刻し又は廃止する必要がある場合は、その理由等を記載し、組合長の承認を受けなければならない。

2 施設長は、公印を改刻し、又は廃止したときは、不要となつた公印を施設長代行又は庶務課長に引き継がなければならない。

3 前項の規定により管理替えのあつた公印は、施設長代行又は庶務課長において切断又は焼却等適当な方法で廃棄処分しなければならない。

(公印の告示)

第 5 条 組合長は、公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、公印の種類、用途及び印影並びに使用の開始又は廃止の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第 6 条 施設長代行又は庶務課長は、公印台帳（別記様式）を備え、公印の種類、印影、その他必要な事項を登録しておかななければならない。

2 公印台帳は、永久保存とする。

(公印の事故)

第7条 管理者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があつたときは、直ちに、その旨を組合長に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に使用する公印は、第4条第2項に規定する手続を執るものとする。

附 則 (平成17年3月30日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月24日規則第2号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月6日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香南香美老人ホーム組合公印規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年10月5日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法(mm)	公印管理者	用途
組合印		古印	方21	三宝荘 庶務課長	
組合議長印		〃	方21	〃	
組合副議長印		〃	方21	〃	
組合長印		〃	方21	〃	
組合長職務 代理者印		〃	方21	〃	
会計管理者印		〃	方21	〃	

会計管理者 事務代理者印		古印	方21	三宝荘 庶務課長	
出納員印		〃	方21	〃	
契約契印		てん書	長径22 短径12	〃	
特 養 三宝荘印		古印	方21	〃	
特 養 三宝荘 施設長印		〃	方21	〃	
特 養 白寿荘印		〃	方21	白寿荘 庶務課長	

特 養 白 寿 荘 施設長印		古印	方 1 8	白 寿 荘 庶務課長	
養 護 白寿荘印		隸書	方 1 8	〃	
養 護 白 寿 荘 施設長印		古印	方 1 8	〃	
三 宝 荘 居宅介護支 援事業所印		〃	方 2 1	三 宝 荘 庶務課長	
白寿荘 居宅介護支 援事業所印		〃	方 1 8	白 寿 荘 庶務課長	

別記様式

公 印 台 帳

公 印 の 種 類			書体	
			寸法	
登 録	年 月 日	公印管理課室		
使 用 開 始	年 月 日	公 印 管 理 者		
廃 棄	年 月 日	理 由		
用 途			備 考	
印 影				